

もうお済み
ですか？

算定基礎届と賞与支払届の提出

毎年夏に提出が必要な届出といえば、算定基礎届と賞与支払届です。今号では、提出の際の注意事項やポイントを解説します。届出が未提出の場合は、すみやかに提出してください。

算定基礎届 原則として、7月1日から7月10日までに提出をお願いします

算定基礎届は、毎年1回、7月1日現在のすべての被保険者を対象とした、標準報酬月額を見直すための大切な届出です。なお、8月および9月に月額変更等の予定がある被保険者は、算定基礎届の提出は不要ですが、実際に月額変更等に該当しなかった場合は、その時点で算定基礎届の提出をお願いします。

賞与支払届 賞与の支給日から5日以内に提出してください

賞与を支給したときは、被保険者賞与支払届および被保険者賞与支払届総括表を、神奈川事務センター（または、管轄の年金事務所）へ提出してください。これにより、保険料や将来受け取る年金等の基礎となる標準賞与額が決定されます。

標準賞与額とは、賞与の支給額の1,000円未満を切り捨てた額。保険料は、標準賞与額に保険料率（18.3%）を乗じて計算します。

記入 次の点にご注意のうえ、記入・提出をお願いいたします

- 日本年金機構に登録している賞与支払予定月に賞与の支払いがない場合は、被保険者賞与支払届総括表のみの提出が必要です。被保険者賞与支払届総括表の賞与支払情報 → ②支給の有無 → 1. 不支給 に○印をつけて提出してください。
- 被保険者賞与支払届が2枚以上になる場合は、2枚目以降の「提出者記入欄」および「社会保険労務士記載欄」の押印は省略できます。
- 詳しくは、被保険者賞与支払届の裏面【記入方法】または、日本年金機構のホームページ（下記参照）をご覧ください。

提出

- 資格取得月と同月に資格喪失した場合、資格取得日から資格喪失日の前日までに支給された賞与は保険料賦課の対象となるため、被保険者賞与支払届の提出が必要です。
- 育児休業等による保険料免除期間や資格喪失月に支払われた賞与についても、被保険者賞与支払届の提出が必要です。ただし、これらは保険料賦課の対象とはなりません。
- 賞与を年度内に4回以上支払う場合は、標準報酬月額（算定基礎届）に算入されるため、被保険者賞与支払届の提出は不要です。
- 被保険者賞与支払届は、電子申請や電子媒体（CD・DVD）でも提出いただけます。

上記届出の提出先



郵送 ⇒ 神奈川事務センター



持参 ⇒ 管轄の年金事務所

届出用紙のダウンロードおよび記入方法等については、日本年金機構のホームページでご確認ください。

申請・届出様式 ⇒

健康保険・厚生年金保険の適用に関する手続き ⇒

ケース18：賞与を支給したとき

「わたしと年金」エッセイを募集します！

日本年金機構では、11月をねんきん月間として、厚生労働省との連携により、公的年金制度の啓発活動を積極的に展開しています。その一環として、広く国民のみなさまから、公的年金制度とのかかわりについてのエッセイを募集しています。

- テーマ 公的年金の大切さ、応募者ご自身や身近な方と公的年金のかかわり、公的年金についての応募者ご自身の考えなど、なんでも結構です。

- 応募締切 令和2年9月11日（金）消印有効
- 募集要項 日本年金機構ホームページをご覧ください。

令和2年度 わたしと年金

検索

提出先 日本年金機構 相談・サービス推進部 サービス推進グループ「わたしと年金」担当 ☎168-8505 杉並区高井戸西3-5-24
お問い合わせ TEL 03-5344-1100（代表）

照会先 事業所の管轄の年金事務所まで ◎日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp>

日本年金機構

検索

協会けんぽに加入されている事業所様へのご案内です



医療費が高額になるかも そんなとき、 限度額適用認定証があれば安心！

限度額適用認定証とは？

1カ月（その月の1日から末日まで）の医療費が高額になりそうなきに、事前に交付を受け、保険証とあわせて限度額適用認定証を医療機関などで提示することで、自己負担額が一定額までとなります。

ご利用方法

- ① 限度額適用認定申請書をご加入の協会けんぽ支部に提出してください。
- ② 1週間～10日程度で、限度額適用認定証が交付されます。
- ③ 受診の際に、保険証とあわせて限度額適用認定証を提示しましょう。

◀限度額適用認定申請書

Point

高額な医療費を支払ったときは、あとから自己負担限度額を超えた額が払い戻される「高額療養費」の支給を申請することもできます。しかし、「高額療養費」の申請では一時的に高額な医療費を支払わなければならないこと、協会けんぽからの払い戻しは3カ月以上かかってしまうことなどから、事前に申請が可能な場合には、限度額適用認定証のご利用が便利です！

70歳未満の方の自己負担限度額（払い戻しの基準額）

被保険者の所得区分	自己負担限度額
区分ア （標準報酬月額83万円以上）	252,600円 + (総医療費 - 842,000円) × 1%
区分イ （標準報酬月額53～79万円）	167,400円 + (総医療費 - 558,000円) × 1%
区分ウ （標準報酬月額28～50万円）	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) × 1%
区分エ （標準報酬月額26万円以下）	57,600円
区分オ ^(※1) （低所得者〔住民税非課税者〕）	35,400円

(※1) 区分オの方は、「限度額適用・標準負担額減額認定申請書」でご申請ください。

- ◆有効期限は、申請書を受け付けた日の属する月の1日から最長1年間の範囲です。申請書受付日より前の月の限度額適用認定証の交付はできません。
- ◆70歳以上の方で下記に該当する場合は、高齢受給者証を提示することにより、窓口負担が自己負担限度額となるため、限度額適用認定申請書の提出は不要です。

① 標準報酬月額26万円以下の方

② 標準報酬月額83万円以上の方

多数該当の場合や70歳以上の方は、自己負担限度額が異なります。詳しくはホームページをご覧ください。



照会先 協会けんぽ神奈川支部まで

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー 9階

<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>

協会けんぽ

検索

☎045-270-8431（代表）

電話のお掛け間違いにご注意ください。前後の番号は協会けんぽの番号ではありませんので、お掛けにならないようお願いします。

